

# 大型機械荷役料金表

令和4年4月1日 実施

令和6年1月16日 届出

国際埠頭株式会社

横浜市中区豊浦町3番地

## 大型機械荷役料金表

### I 料金の種類及び額

#### 1. 基本料金（1トンにつき、単位円）

##### (1) 船内荷役料金

荷 姿	撒			
	塩	珪 砂	穀 物	石 炭
金 額	876	865	876	876

##### (2) 一貫陸揚荷役料金

荷 姿	撒		
	塩	珪 砂	石 炭
金 額	1,236	1,164	1,236

##### (3) 沿岸荷役料金

荷 姿	撒		
	塩	珪 砂	石 炭
金 額	635	635	635

#### 2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
前 半 夜 荷 役	17時から22時までの間における荷役	基本料金の5割増
後 半 夜 荷 役	22時から翌日7時までの間における荷役	基本料金の12割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
土 曜 日 荷 役	休日土曜日における荷役	基本料金の6割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

#### 3. 待機料金（1人1時間につき、単位円）

区 分	金 額
昼 間（8時から17時まで）	4,332
夜 間（17時から7時まで）	6,732

#### 4. 分担金等（1トンにつき）

区 分	品目	港湾福利 分 担 金	港湾労働法 関係付加金	労働安定 基 金
船 内 荷 役	塩	1円 55銭	75銭	1円 35銭
	珪 砂	1円 55銭	75銭	1円 35銭
	穀 物	1円 60銭	75銭	1円 40銭
	石 炭	1円 55銭	75銭	1円 35銭
一 貫 陸 揚 荷 役	塩	2円 25銭	1円 50銭	1円 95銭
	珪 砂	2円 10銭	1円 50銭	1円 85銭
	石 炭	2円 25銭	1円 50銭	1円 95銭
沿 岸 荷 役	塩	1円 10銭	1円 50銭	95銭
	珪 砂	1円 10銭	1円 50銭	95銭
	石 炭	1円 10銭	1円 50銭	95銭

#### 5. 消費税の加算

消費税法に基づく消費税額を加算する。

## II 料金の適用方

### 1. 適用範囲

本料金は、京浜港の国際埠頭岸壁における大型荷役機械による特殊荷役に限り適用します。  
ただし、11号野積倉庫にかかわる作業は、本料金の適用外とします。

### 2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

#### (1)船内荷役料金

本船内の貨物を橋型走行重機、ホッパーカーにより、はしけに取卸すまでの作業とします。

#### (2)一貫陸揚荷役料金

本船内の貨物を橋型走行重機、ホッパーカー、ベルトコンベアー、リクレーマ付スタッカーにより、野積場及び野積倉庫に搬入するまでの作業とします。

#### (3)沿岸荷役料金

野積場及び野積倉庫内の貨物をリクレーマ付スタッカー、ベルトコンベアー、積出機により、はしけ及び船舶に積込むまでの作業とします。

### 3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

#### 4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

##### (1)前半夜荷役割増

17時から22時までの間における荷役について、所定の前半夜荷役割増を適用します。

##### (2)後半夜荷役割増

22時から翌日7時までの間における荷役について、所定の後半夜荷役割増を適用します。

##### (3)日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日、祝祭日荷役割増を適用します。

##### (4)土曜日荷役割増

土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に、国民の祝日がある場合における土曜日を除く。）における荷役について適用します。

##### (5)雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役をおこなった場合に、所定の雨天、雪天荷役割増を適用します。

#### 5. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。また、割引料金については、委託者と協議の上、適用します。

##### (1)大口数量割引

委託者及び共同配船委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

①10,000ト以上30,000ト未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%以内

②30,000ト以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の10%以内

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引きます。

##### (2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①3ヶ月以上の長期契約があること

②1年間に5回以上の反復継続があること

③1回当たりの荷役量が10,000トを超えること

### (3) 割引率の適用

大口数量割引、長期大量割引の割引率は、上記割引を上限とし、委託者及び共同配船委託者と協議の上決めます。

## 6. 諸料金

### (1)待機等料金

本料金は、待機が生じた場合、荷役手配の取消しがあった場合又は半端荷役等が生じた場合に適用します。ただし、これらの場合が港湾運送事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### (イ)待機が生じた場合

昼間荷役にあたっては、8時から17時までの間、夜間荷役にあたっては、17時から翌日7時までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

#### (ロ)荷役手配の取消の場合

イ. 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間の料金の7時間分とします。

ロ. 夜間荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、夜間料金の13時間分とします。

#### (ハ)半端荷役等が生じた場合

半端荷役等による請求金額が昼間荷役にあたっては昼間料金の7時間分、夜間荷役にあたっては夜間料金の13時間分に満たないときは、その請求金額を含めて、それぞれ昼間料金の7時間分、夜間料金の13時間分を半端荷役料金とします。

### (2)本船直移し作業料金

本料金は、甲本船から乙本船への直移し作業があった場合に適用します。

(イ)両本船とも500総トン以上の船舶である場合は、それぞれの船内荷役料金を合算した額とします。

(ロ)いずれか一方が500総トン未満の船舶である場合は、これに該当する船舶の船内荷役料金の5割を合算した額とします。

## 7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

## 8. 料金の計算方

- (1)重量は 1,000 キログラムをもって 1 トンとし、容積は 1,133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。
- (2)計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方によります。  
ただし、とうもろこし、マイロ、大豆、大麦は重量をもって計算します。
- (3)割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これからの金額を合算します。
- (4)消費税導入に伴う加算については
  - (イ)消費税法に基づく消費税額を加算します。
  - (ロ)上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。
- (5)割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの合算金額を割引ます。

## 9. その他

- (1)特殊貨物（特大品、変質、発熱、塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船、特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金の他に、委託者と協議の上決定した金額を申し受けま  
す。
- (2)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けま  
す。
- (3)本料金に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、習  
慣によります。